

飼い犬登録と狂犬病予防注射をお願いします

市民課 生活衛生係 ☎ 22-3135

すべての飼い犬には、私たちの住民票と同じように登録をする必要があります。犬を飼育し始めたら(生後90日以内の犬は90日を過ぎたのち)必ず届け出をしてください。

生後91日以上の子犬は1年に1回狂犬病予防注射を受けさせ、免疫を補強させましょう。狂犬病予防注射は、動物病院または市で行う集合注射で受けることができます。小型犬などの室内犬にも登録と予防注射が必要です。

犬の登録をした際には「鑑札」、狂犬病予防

注射の接種を受けた際には「注射済票」が交付されます。これらは登録もしくは狂犬病予防注射を受けた犬であることを証明するための標識ですので、飼い犬に着けておかなければなりません。鑑札には登録番号が記載されているので、もしも飼い犬が迷子になっても確実に飼い主の元に戻すことができます。

※登録と予防注射は狂犬病予防法で定められており、違反した場合20万円以下の罰則も規定されています。

犬の登録方法

①一番目の飼い主の場合

市民課または各支所で犬の登録を申請し、鑑札の交付を受けます(登録料3,000円が必要)。

②二番目以降の飼い主(譲渡等)の場合

市民課または各支所で登録変更の届出をしてください(登録料は不要)。前飼い主から譲り受けた市町村発行の鑑札や狂犬病予防注射済票が必要です。

前飼い主が鑑札の交付を受けていないときは、①の登録申請が必要です。

※鑑札は犬1頭ずつに与えられます。使い回しはできません。



犬の鑑札



狂犬病
予防注射票

登録の変更・喪失方法

飼い犬が死亡したときや登録している内容に変更があった場合には30日以内の届け出が必要です。

①飼い主の変更

飼い主が変わる場合には、新しい飼い主に阿蘇市発行の鑑札と狂犬病予防注射済票を渡してください。

新しい飼い主はお住いの市町村へ届け出てください。

②犬と一緒に転出

阿蘇市発行の鑑札や狂犬病予防注射済票などを持参し、転出先の市町村へ届け出てください。

③犬の死亡や失踪

登録の抹消を行いますので、市民課までご連絡ください。

納税相談実施中

税務課 ☎ 22-3148

税金は、納期内に自主納付が原則です。
納期内の納付が難しい場合は、相談を受け付けています。
仕事の都合で市役所開庁時間に来庁できない人は、電話で予約すると時間外(午後7時まで)の相談も受け付けます。
お気軽にご相談ください。

- とき 月曜日から金曜日(祝日を除く)
午前8時30分から午後5時15分
- ところ 市役所税務課
- 持参物 現在の生活状況(収入・支出)を説明できる資料

農地・農業用水路等の復旧を支援します

☎ 農政課 農村整備係 ☎ 22-3274

熊 本地震で被災した農地や農業用水路、農道を農家が自力で復旧する場合、必要な経費の一部を支援します。

事業の対象となるか不明な場合や申請書の作成方法など、詳しくはお問い合わせください。

※この事業は本年度で終了します。
自力復旧を希望する人はお早めに申し込みください。



農家の自力復旧支援事業

●復旧対象

耕作に利用されると認められる農地

●対象経費

作業機械借上料、機械オペレーター賃金、材料費、運搬費等

●補助率 1 / 2 以内

●上限額 20万円/箇所

※国庫補助事業や本支援事業等を利用して既に復旧した農地は対象になりません。

※事業実施には、熊本地震による農地被災の届け出が必要です。

小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業

●復旧対象

農業用水路、農道(受益農家2戸以上)

●対象経費

作業機械借上料、機械オペレーター賃金、労務費、材料費等

●補助率 2 / 3 以内

●上限額 26万6千円/箇所

「マダニ」に注意！

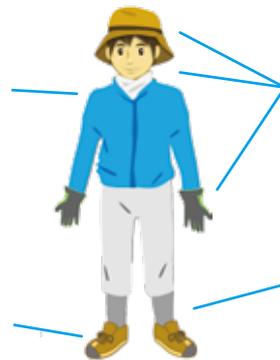
☎ 健康増進室(一の宮保健センター) ☎ 22-5088

マダニは森林や草地など屋外に生息する大型のダニです。ウイルスや細菌を保有している場合があり、噛まれるとダニ媒介脳炎や重症熱性血小板減少症候群等になる可能性があります。

マダニの活動は春から秋にかけて活発になり、野外の作業やレジャー等で噛まれる危険性が高まります。

野外活動でマダニに噛まれないポイント

マダニを確認しやすくするための明るい色の服



帽子・手袋、首にはタオルをし、肌の露出を少なくする

サンダル等は避け、足を完全に覆う靴を履く

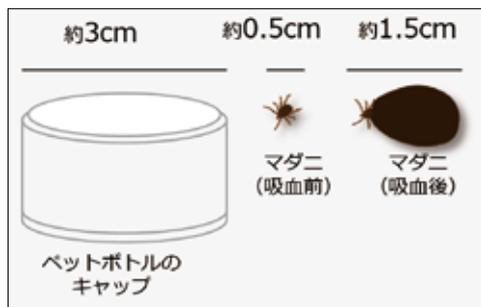
シャツの裾はズボン、ズボンの裾は靴下や長靴の中へ入れる

※虫除け剤も補助的な効果があります。

※野外活動後は入浴し、マダニに噛まれていないかを確認しましょう。

もしマダニに咬まれたら

吸着が認められた場合は、無理に引き抜こうとせず、皮膚科を受診しましょう。また、数週間程度は体調の変化に注意して、発熱等があれば、医療機関で診察を受けてください。



令和3年4月からの指定管理者を募集します

政策防災課 政策推進係 ☎ 22-3232

阿 蘇市では「公の施設」について、民間の能力やノウハウを幅広く活用し、サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的として指定管理者制度を導入しています。

令和3年4月1日からの指定管理者を募集しますので、以下をご参照のうえ応募してください。

●申込資格

応募要件を満たす法人又はその他の団体
(個人での応募はできません)

※応募資格詳細は、各施設の所管課が配布する募集要項をご確認ください。

※募集要項及び申請様式は、阿蘇市ホームページにも掲載しています。

●募集要項配布・申込受付期間

8月3日(月)～9月30日(水) (土・日・祝日除く)

●選定

応募者の中から総合的に審査し、施設の効用を最大限に発揮できる団体等を指定管理者(候補者)として選定します。その後議会の議決を経て正式に決定します。

●申込方法

申込受付期間中に募集要項に定める書類を施設の所管課に提出してください。

●指定管理者の募集施設

公の施設の名称等	指定期間	所管課・問い合わせ先
①阿蘇市神楽苑	5年間 R3.4.1～R8.3.31	まちづくり課 ☎ 22-3318
②阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館 阿蘇市森の体験交流施設	2年間 R3.4.1～R5.3.31	観光課 ☎ 22-3174

政治家の寄附は禁止されています。 有権者が求めることも禁止されています。

この時期はお中元や地域のお祭りなど贈り物をする機会が多くなります。政治家が選挙区内の人にお金や物を送ることは公職選挙法で禁止されています。寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

※ここでの寄附とは「財産上の利益となるものを与えるまたは与える約束をすること」です。選挙に関する、関しないを問わず、選挙区内への人や団体への寄附は全て禁止されています。

選挙管理委員会 ☎ 22-3239



児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の現況届は8月31日(月)まで

☎福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

現況届は、8月1日時点で児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成を引き続き受ける要件を満たしているか確認し、手当の支給額を決定するものです。

届出がないと、1月支払分(11月分)以降の手当や9月分以降の医療費の助成を受けることがで

きなくなりますので、忘れずに提出してください。

児童扶養手当の受給から5年を経過するなど一定の要件に該当する人は、一部支給停止となることがありますので「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」の提出が必要となります。現況届と併せて提出をお願いします。

●現況届に必要な添付書類

- ▷児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成受給者証(ピンク色)
※全額停止の人は証書はありません。
- ▷健康保険証の写し(受給者及び手当の対象となる児童)
- ▷同居者に関する申立書
- ▷該当事由が離婚または未婚の場合、養育費に関する申立書(平成31年1月から令和元年12月までの間に受け取った養育費)
- ▷対象児童と別居している場合、別居監護申立書(民生委員の証明が必要)、在学証明書、入寮証明書
※該当事由によって別途必要な書類があります。詳しくは福祉課までお尋ねください。



児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童等が育成される家庭の生活の安定と自立を促進することを目的として支給されます。

●対象となる人

18歳未満(18歳年齢到達後最初の3月31日まで)の児童または20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある児童を扶養している父または母および児童を父または母に代わって養育している人

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の医療費(保険診療分)の3分の2を助成します。

●対象となる人

18歳未満(18歳年齢到達後最初の3月31日まで)の児童および20歳未満の児童を扶養している父または母



※児童扶養手当の受給および請求または届出において偽りその他不正の手段により手当を受けた場合は、手当の返還だけでなく3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。生活の状況等に変化がある場合には必ず届出てください。

阿 救急告示病院 / 日本医療機能評価機構認定
蘇温泉病院

内科・脳神経内科・泌尿器科・産婦人科・
皮膚科・美容皮膚科・耳鼻咽喉科・整形外科・
小児科・アレルギー科



阿蘇市内牧1153-1
☎0967(32)0881

飼い猫の避妊手術費を助成します

市民課 生活衛生係 ☎ 22-3135 阿蘇保健所 衛生環境課 ☎ 24-9035

●対象

阿蘇地域にお住まいでメスの猫を飼育しており、阿蘇地域の開業動物病院で避妊手術をお考えの人

●助成額 1頭につき5,000円

●受付期間:9月7日(月)～10月9日(金)

(土・日祝を除く) 午前9時～午後5時

●申請書配布場所

市民課 生活衛生係および阿蘇保健所 衛生環境課

●提出先 市民課 生活衛生係

注意事項

- ・助成の対象となるのは1世帯2頭までです。
- ・申し込みの際には本人確認書類を持参ください。
- ・決定通知が届いた後に手術の予約を申し込んでください。

- ・申込多数の場合は抽選となります。
- ・抽選結果は受付期間終了後30日以内に文書にて通知します。

※飼い主がいない猫に対する避妊去勢手術費用の一部を補助する制度もあります。詳しくは25ページ。

コミュニティ助成事業で地域活動備品を整備

地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としたコミュニティ助成事業により、「東黒川区」にエアコン、テレビ、ノートパソコンなどが整備されました。

このコミュニティ助成事業は、(一財)自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に実施しているもので、今後の東黒川区の活動による地域活性化がますます期待されます。



循環器科 (動悸・胸痛・高血圧・糖尿病・コレステロール等) 内科 腎臓内科・人工透析

- ・来院困難な患者様は **訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ** でお支え致します
 - ・血管年齢・骨年齢等を測定し、**健康寿命を延ばす診療** をします
 - ・眠れない・口が乾く・不意に眠くなる等の症状がある方に **睡眠時無呼吸症候群** の検査及び治療を行っています
- サービス付高齢者向け住宅 阿蘇山荘 併設



医療法人 坂梨ハート会

さかなしハートクリニック

阿蘇市小里249の2
☎0967-24-6262

広告